

グルホシネートの評価について

平成21年8月21日
食品安全委員会事務局
評価課残留農薬係

1 食品健康評価の対象

平成19年7月17日付けで、厚生労働省より、「グルホシネート」について食品健康影響評価の要請がなされた。しかし、以下のように、「グルホシネート」と「グルホシネートP」の2種類の農薬についての評価要請の内容となっていた。

グルホシネート

- ・ 成分は、ラセミ体
- ・ ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定（1984年に初回農薬登録）

グルホシネートP

- ・ 成分は、活性が高い光学異性体が専ら。
- ・ 新規の農薬登録申請がなされている。

2 部会での審議状況

2種類の農薬の所有社が異なるため、農薬抄録が各々存在し、代謝物／分解物の略称が異なるなどの事情から評価書（案）を2冊作成した。このため、部会においては、「グルホシネート」と「グルホシネートP」は、それぞれの評価書に基づき、個別に審議され、異なる一日摂取許容量（ADI）（案）が設定されている。

グルホシネート

- ・ 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット）の試験結果からADI（案）を設定
0.021 mg/kg 体重/日（安全係数は100）

グルホシネートP

- ・ 4つの試験結果を総合的に勘案し、ADI（案）を設定
0.01 mg/kg 体重/日（安全係数は100）

3 2つのADI（案）の扱い

リスク管理機関である厚生労働省からは、「グルホシネート」というものを対象に評価要請が行われていることから、その回答となるADIについても1つのものを回答することが適当と考えられる。実際、2つのADIを厚生労働省に通知した場合には、残留基準値設定それに基づくモニタリングが不可能と予想される。

4 問題点

- ① 2つのADIをどのような方法で一つにまとめるのか。
- ② グルホシネートとグルホシネートPでは、塩を形成する塩基が、アンモニウム（グルホシネート）とナトリウム（グルホシネートP）と異なるため、分子量が若干異なる。
（グルホシネート：198 グルホシネートP：203）